

[ご参考]

ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項 目	平成19年度末 (平成20年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	7,787
資本金又は基金等	2,739
価格変動準備金	11
危険準備金	-
異常危険準備金	4,794
一般貸倒引当金	-
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	368
土地の含み損益	126
払戻積立金超過額	-
負債性資本調達手段等	-
控除項目	-
その他	-
(B) リスクの合計額	2,446
$\sqrt{(R_1+R_2)+(R_3+R_4)+R_5+R_6}$	
一般保険リスク(R1)	1,969
第三分野保険の保険リスク(R2)	-
予定利率リスク(R3)	0
資産運用リスク(R4)	247
経営管理リスク(R5)	78
巨大災害リスク(R6)	383
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	636.6%

- (注)1. 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。
 なお、「資本金又は基金等」は、純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額であり、前期は「純資産の部合計(社外流出予定額、繰延資産及び評価・換算差額等を除く)」と表記していたものであります。
2. 当期から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されております。このため、前期と当期の数値の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

<ソルベンシー・マージン比率>

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(上表の「(A)ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは次に示す各種の危険の総額をいいます。

保険引受上の危険: (一般保険リスク) (第三分野保険の保険リスク) 予定利率上の危険: (予定利率リスク) 資産運用上の危険: (資産運用リスク) 経営管理上の危険: (経営管理リスク) 巨大災害に係る危険: (巨大災害リスク)	保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。) 積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 ~ 及び 以外のもの 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
---	--
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。